

「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）」

に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課残土・再生土対策班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年4月13日（木）～5月12日（金）
- 2 意見提出者数（意見の述べ件数） 1人（1件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

	御意見の概要	県の考え方
1	<p>この度、宅地造成等規制法施行令から『特定盛土等』を含むことにより【宅地造成及び特定盛土等規制法施行令】へ改正される事により再生土へ含まれる汚泥の投入・盛土によって農地、食及び地下水の汚染等、影響の無い事の説明・明記も願いたい。</p> <p>尚、農地・食等との関連性が有るとするならば、別途その担当の説明も必要と考えます。説明等もないまま進める事は極めて強く反対致します。</p>	<p>「宅地造成等規制法」から「宅地造成及び特定盛土等規制法」への改正は、これまでは土地の用途（宅地、森林、農地等）により各法律が盛土を規制していたものを、全国一律の基準で危険な盛土等を包括的に規制するものであり、盛土等に伴う災害を防止することを目的としています。</p> <p>本件規則の改正は、上記法改正により、擁壁等に関する内容及び構造基準が改められたことに合わせる内容としています。</p> <p>なお、県では、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」に基づき、これまでも定期的に水質検査を行う等の環境影響防止措置を講じてきており、この部分についての改正はないことを申し添えます。</p>